金沢市議会議員 森 一敏

# 平和的生存権に責任をもつ平和都市を目指して

一有事国民保護体制を越えた平和の自治体を求める議会内外のたたかい一

#### はじめに

9.11を奇貨として「テロとのたたかい」を名目にアフガン・イラクへの侵略戦争を発動したブッシュ政権に追随し、小泉政権は積年の悲願であった有事法制を数の力をもって強行成立させた。

言うまでもなく、国民保護法は憲法に違反する戦時立法である。これを基本に据えて、自治体に課される国民保護計画がもたらす諸問題、すなわち平和主義・平和外交の破壊、基本的人権・市民の平和的生存権の侵害、地方自治体の自治権の侵害など、疑問点、不同意点を指摘し、計画案撤回、見直し、策定の中止などを市民団体とも求めてきた。

国民保護体制に対しては、国際人道法にもとづく軍民分離原則を徹底させると共に、地方自治の本旨(住民、自治体の自己決定、住民の平和的生存権保障)を実現させる平和のまちづくりを求めてきた。県・市平和運動センター、社民党、そして市民運動と連携した議会内外のたたかいを報告する。

# 1. 国民保護体制に対する基本認識

国民保護法とは、外部からの武力やそれ以外の方法による攻撃を前提にして、国内の総動員体制をつくりあげ、稼働させようとする戦時法である。それは、戦争を行うための後方体制を平時からつくることであり、戦争の方法を法律で定めることでもある。日本国憲法第9条に反する法制である。戦時体制と基本的人権の尊重は本質において相容れない。さらには、戦時法制はナショナリズムを基盤にせざるを得ず、外国人の保護・人権保障とは本質的に矛盾する。民族排外意識を煽ることで成り立つ体制からは、外国人差別や敵視は必然化せざるを得ない。

- (1) 具体的な問題点・課題
- ①住民避難実効性への疑問 ②志賀原子力発電所、エネルギー備蓄基地は対処可能か
- ③軍事組織は住民を守るのか (←→国際人道法 軍民分離、住宅地からの軍事施設の分離)
- ④協力拒否の「正当な理由」は認められるか ⑤人権救済の弁護制度設置なし
- ⑥学校における啓発は戦時教育とどう異なるのか
- ⑦「平素からの備え・予防」としての啓発と訓練によって、仮想敵の刷り込み (「排外」)と「非 国民」のあぶりだしが行われないか
- ⑧一元的上意下達により地方自治の独立性を侵害 ⑨国民保護計画からの軍事優先思想の排除
- ⑩平和的生存権を保障する自治体の平和のまちづくり (非核・非戦・平和条例)

## 2. 国民保護計画策定をめぐる市議会での論戦

- ◆国民保護計画に基づく啓発、訓練活動に当たっては、外国人排斥や偏見の助長は厳に戒めなければならない。また、市民個人の思想信条の自由、自己決定権は尊重されなければならない。
- ◆基本的人権を尊重し、全ての市民に平和的生存権を保障する計画を策定するには、協議会委員に弁護士会の代表者、国際法学者、外国人市民の代表者等の参加を求める必要がある。
- ◆自治体の平和力を示す主体性を発揮してもらいたい。司馬遼太郎の『歴史と視点』という本に次のくだりがある。「・・・この市民たちと南下する戦車とがぶつかるため、交通整理はどうなっているかを質問したところ・・・(将校)はしばらく私をにらみすえていたが、やがて昂然と『轢っ殺してゆけ』と言った。同じ国民をである。」こうした厳しい矛盾をはらむ。
- [07年3月 5常任委員会連合審査会 国民保護計画と軍民分離原則について]
- ◆森 委員:国民を保護しなければならない責任が自治体にあるということである。軍民を分離する 大原則が1977年のジュネーブ追加議定書に一層精緻に明確に規定されているが、この原 則がこの国民保護計画の中で具体的にどのように規定されたのか。
- ◇小川市民局長:金沢市国民保護計画では、基本方針の中に国際人道法の的確な実施について規定す

- る。当然ジュネーブ諸条約の第一議定書の規定も入っているが、このジュネーブ諸 条約に基づき、文民保護のための要因と戦闘員を明確に区分させるための特殊標章 等の交付及び管理、その普及啓発に関する規定を盛り込んでいる。
- ◆森 委員:軍民分離原則の計画への具体化という問題は重要だ。赤十字の基本的な認識の中で、住 民の避難誘導に、武装組織である自衛隊に支援を要請することには問題があると指摘さ れている。これについては、具体的にどんな議論が行われたのか。
- ◇小川市民局長:主たる任務である侵害排除を遂行しつつ、避難住民の誘導や武力攻撃災害への対応 など一定の役割を果たすことができ、このため自衛隊法の一部を改正し、自衛隊に よる国民の保護のための措置を国民保護法は「国民保護等派遣」と規定したところ で、この規定に基づき国民保護計画の中に自衛隊の規定を盛り込んだ。
- ◆森 委員:自治体等の取り組みによって困難のある場合、この場合に要請するとなっている。その 役割や困難というのは一体どのように想定しているのか。
- ◇小川市民局長:国民保護計画の中では避難誘導の際に自衛隊への協力要請ができる場合は、「市職 員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるとき」と規定している。
- ◆森 委員:国際人道法の追加議定書の中で基本原則が掲げられている。住民を安全に避難させ誘導し、避難後の生活の安全を保障していかなければならない。そのために軍と民を分離しなければならないと規定している。先ほどの日赤の担当者は、軍隊組織や軍の要員にその誘導を依頼するということは攻撃の巻き添えを引き起こすことになる。だからこの点をよくよく自治体の担当者は考慮してほしいと言っている。明確な答えになっていない。
- ◇小川市民局長:ジュネーブ諸条約の第一議定書は、戦闘から文民を守るための内容である。その中には、自衛隊が文民保護のために配属される構成員及び部隊はその中で戦闘員と明らかに区分され、保護されることになっている。具体的には追加議定書の67条である。このため、国民保護法の仕組みの中では戦闘員と明らかに区分して国民保護派遣という別途の派遣の規定があり、その国民保護派遣に同意を受けた自衛隊のみに対して自衛隊の避難誘導の要請をできることになっている。
- ◆森 委員:67条の規定については認識している。常にその任務に専ら携わるときには幾つかの厳し い条件がそこに課せられている。市民の平和的生存権を守るための避難誘導のあり方は どうあるべきか、もっと精緻な議論をしてほしい。そこで、自治体によっては軍民分離 の原則を徹底しなければならないとの考え方に立ち、例えば西宮市は、武力攻撃が差し 迫っているような状況では要請を求めないという記述を計画の中に盛り込んだ。そうい う自治体独自の住民サイドに立った計画策定は可能である。
- ◇小川市民局長:西宮市の国民保護計画について、本市のモデル計画と違うところは2点ある。1つは国民保護計画の中に避難誘導について独自の文言が入っていること、それから自衛隊の要請についても独自の文言が入っている。西宮市では、避難誘導の際、「武力攻撃事態等が切迫している状況等においては自衛隊に協力要請をしないことがある」と明記されている。

自衛隊の避難誘導は、本市の計画の中には入っていないが、緊急に侵害排除を要する武力攻撃事態等が切迫している場合は自衛隊への協力要請を行わないこともあると思っていて、状況に応じ判断することになると考えている。

# 3. 平和的生存権を求める党、市民団体のとりくみ

- (1)市民グループ「国民保護法は私を守るの?会」によるパブリックコメントをつくる会(05.10.29) 県が国民保護計画を国民保護協議会に諮問し、県民にはパブリックコメントを募集するというので、市民グループ「変えよう〈金沢〉ネットワーク」が呼びかけて、パブリックコメントをつくる会が開かれた。また、これを機会に国民保護体制の問題を考え、アクションする市民団体「国民保護法は私を守るの?会」を結成し、公開質問状を提出することも確認された。
- (2) 金沢地区平和運動センターと社民党金沢による国民保護体制に関する申し入れ(06.1.16)

憲法に逸脱し、市民を戦争体制に巻き込む国民保護体制には、市長の立場としてNOを表明してほしい。国民保護協議会は設置に反対する等が主な内容。市長は、法が成立し、法に規定があることは 実施しなければならない。しかし、戦争を防ぐための外交、国際友好には、自治体として努力していくといった趣旨の回答を述べた。

(3) 金沢地区平和運動センターと社民党金沢、陸上自衛隊の徒歩行進訓練への抗議行動(07.9.0)

金沢市野田に駐屯する陸上自衛隊第14普通科連隊が、9月19日から20日にかけて、羽咋市から金沢へ向かって行軍訓練を行うという情報をつんだ。自動小銃を携行し、武装したまま市街地を行進すると言うとんでもない訓練である。地域の反発が出て、能美市、小松市ではとりやめが相次いでいる。

20日早朝、二団体は、連隊長あてに金沢市街地での徒歩行進訓練を中止するよう申し入れを行い、平和運動センターと共に行軍の監視行動をとった。

議会への事前報告を怠った市総務課にも対応を質し、問題認識の薄さに猛省を促した。総務課は、 駐屯地に訓練内容を再確認し、武器携行は配慮するよう求めたが、行進は実施された。ただ、実際に 金沢市内では、犀川河川敷を通行することとなった。これ以降、現在も自衛隊の訓練計画は、議会に 事前報告されている。

## 4. 「平素からの備えと予防」県国民保護訓練、市国民保護フォーラムに対して

金沢市は、07年2月に国民保護計画の策定を終え、その最初の取り組みとして、11月17日に 啓発活動である金沢市国民保護フォーラムを開催した。ここで、講師問題が浮上した。法の説明を佐 藤消防庁国民保護室長(元第14普通科連隊長)が、講演を志方俊之東京都危機管理担当参与(帝京 大学教授)が行うというものであったからだ。以下は、07年9月議会での私の質問の要旨である。 ロ07年9月 本会議 国民保護計画の実施に関して

国の方針通りに国民保護計画策定を終えた本市は、来る11月17日に国民保護フォーラムを開催する予定と聞く。本フォーラムを含め、としての啓発活動のあり方について、以下、質問する。

- ◆森 議員:講師となる志方俊之教授は、著書で「一億総玉砕による国体護持」を唱えたかつての大本営のような言説を行っている。このような講師の人選は本市の裁量によって行われたのか。また、地域住民の代表者を前に、どんな教示を期待されているのか
- ◇山出市長:国民保護フォーラムの人選に当たって、防災、国民保護両面にわたって精通し、地域特性を熟知している方を市が人選し、依頼した。講師は、金沢市出身であり、危機管理分野の専門家である。金沢の地域特性を踏まえた国民保護をはじめ危機管理のありかたについて、市民の理解が深められることを期待している。
- ◆森 議員:本市の主催のもと、国民総決起による国家防衛の考え方を持つ志方俊之教授が講演することは、国民保護という根本趣旨と大きく矛盾し、本市平和都市宣言の理念から逸脱し、ひいては、自治体の憲法遵守義務にも反するものではないか。整合性はあるのか。
- ◇山出市長:市民の安全・安心、平和が万が一脅かされた場合に、どう対処するかをフォーラムで広く知って頂くことは、本市の平和都市宣言を侵すものではない。このこととは別に、国際交流を積極的に展開し、近隣諸国との友好関係を強めるなどして、平和に貢献する努力を一層推し進めていきたい。
- ◆森 議員:講師の人選も含め、国民保護フォーラムを一旦白紙に戻し、そのあり方を再検討することを求める。
- ◇山出市長:フォーラムは、国民保護に対する理解を深め、その普及啓発のため質疑応答の場で、様々な意見を聞くことにしている。
- ◆森 議員: (再質問) 危機管理というのが危うい。自然災害には備えなければならない。しかし、 戦争による被害は人災である。攻撃されることを前提とする対処は、仮想敵国や敵愾心 を浮かび上がらせることになると危惧している。世界はこの間の武力による平和を見直 し始めているし、アジアは緊張緩和の時代に入っている。フォーラムの場が、これらに 逆行する、仮想敵を煽り、緊張を高めるような場にならないようにして頂きたい。市と

しての十分な配慮を求める。

◇山出市長:国会で議論し、決定されたことは尊重しなければならない立場だ。はじめに人を選別することには消極的である。広く意見を聞くことが大切である。そのために質疑応答の時間を設けていく。理解して欲しい。

### 口啓発のあり方についての質疑

- ◆森 議員:今後の啓発の中でいかに国際人道法を学ぶのか、市当局並びに教育委員会の考えを聞く。
- ◇山出市長:国民保護法では、国際人道法の厳格な実施が謳われている。ジュネーブ条約にもとづいて、戦闘地域と避難地域を識別するために、特殊標章を携行することとなっている。特殊標章は、近日中にできあがってくると聞いている。消防団、自主防災組織に対し、研修会等で周知していきたい。
- ◇石原教育長:学校教育においては、人権尊重の精神をすべての教育活動で育んでいる。社会科や総合的な学習の時間を通じ、国際紛争や難民の問題などをとりあげ、平和の大切さを学んでいる。
- ◆森 議員: (再質問) 国際人道法の適用は、特殊標章ばかりではない。国民保護啓発は、平時からの備えと予防に位置付いている以上、啓発の内容は、いかに国際間の緊張を緩和し、平和裏に懸案を解決できる友好関係が増進できるか、そのことに住民も責任を持つ。戦争違法化の歴史でもある国際人道法の根元的な価値観を子どもたちも含めて住民も十分理解する機会が保障されなければならない。国際人道法の扱いについて、一歩踏み込んで研究してもらいたい。
- ◆山出市長:国際人道法が非常時に十分機能するのか懸念を持っている。しかし、日頃からの平和の ために国際人道法の尊重という視点で周知する必要があるとのご趣旨とうけとめさせて 頂き、努力して参りたい。

啓発と並んで「平素からの備えと予防」で人々の意識に強い影響を与える国民保護実動訓練に対しては、県平和運動センターを中心に06年金沢港、07年七尾港での実動訓練監視行動に取り組んできている。これらは、今年初めの第8回本全国集会で報告されている。

県は、その後は実動訓練を行っていないし、金沢市は今のところ、独自の実動訓練は行う予定はないとしている。しかしながら、震災訓練や水防訓練に自衛隊が深く入り込む状況にある。

### 5. 住民の力で平和憲法具現、非戦平和の地方自治・まちづくりを行うこと

自治体の主体的な責務としてより重要な政策は、非核平和自治体宣言を深化発展させ、政治的な拘束力をもった「非戦平和条例」(仮称)を策定し、自治体自らが平和主義を具現化する施策を展開することである。そこに、ジュネーブ条約追加第一議定書第59条を根拠に、全国的に住民運動が拡大している無防備地域(都市)宣言の条項を盛り込み、戦争非協力、地方自治・地方主権を具現化した自治体平和施策を住民自治と結んでつくりだしていくことが、今日の課題である。

また、自治体が市民を主体にした自主的な平和外交、友好交流、足元の国際化施策を展開することによって、国境を越えた民衆同志の相互信頼が深まり、中央政府権力が戦争政策に走ることを許さない共生と連帯の砦をつくりだすことができる。これに優る国民(住民)保護はない。

### 口既に始まっている下からの歩み

- ・市民の無防備地域宣言運動学習会(05.2.26) ・・無防備地域宣言運動全国連絡会から講師要請
- ・県勤労協のフォーラム「国民保護法を考える」(07.11.10) 県当局からの説明、パネルディスカッション 私たちはこう考える
- · 社民党金沢無防備地域宣言条例学習会(07.12.9)
  - ー日本型社会民主主義を展望して 憲法の非武装平和主義を活かしたまちづくりー 「無防備地域宣言条例を軸にした平和のまちづく」・・大阪経済法科大学 澤野 義一教授